

検討の 背景・趣旨

○デジタル庁からIPAへの依頼(令和3年10月)

「企業間取引について、我が国においてデータ化され、リアルタイムで把握可能な電子商取引契約及び電子決済が取引金額の大半を占めるよう、電子インボイス標準、決済システム、事業者の本人確認システム（KYC）、受発注に関するシステムなど、運用及び管理を行う者が異なる複数の関連する情報処理システムの連携の仕組み（アーキテクチャ）を描くこと。」

○検討会設置とアーキテクチャ・ミッション設計

- 各領域の有識者等により「契約・決済アーキテクチャ検討会」を組織。企業間取引分野におけるアーキテクチャ設計を開始
- 取引のデジタル完結及びデータ利活用を可能とするデータスペースへの貢献をミッションと定義。（本文45P・46P）

企業間取引の 現状

○マクロ外部環境変化と事業者ニーズ

- 系列取引に依存しない産業横断的な取引構造への転換、地球温暖化問題への対応等の社会的課題への解決に向けた取引のトレーサビリティ確保、様々なレイヤにおけるDXの進展といったマクロの外部環境変化に対応する必要。（本文9P～12P）
- 取引のデジタル化完結及びデータの積極的利活用といった本プロジェクトにおけるミッションの達成は、今後の産業競争力強化にも不可欠に。（本文45P・46P）

○協調領域設定の必要性

- 企業間取引を構成する3プロセス（受発注、請求、決済）それぞれにおいて、デジタル化自体の遅れ、異なるデータ規格・通信規格の乱立等の課題あり。（本文12P～43P）
- 官民や事業者間の連携による協調領域の設定や積極的な政策的介入が必要。（本文49P～51P）

今期検討状況と 来期における 想定実施事項

○今期の実施事項

- ミッション達成に必要なシステム要求（本文52P）、協調領域の設定に係るアーキテクチャ・オプション（本文53～56P）を検討。今後の協調領域設定に向けた叩き台となる論点を整理。
- ミッション達成に必要な施策の方向性を検討。（本文65P・66P）

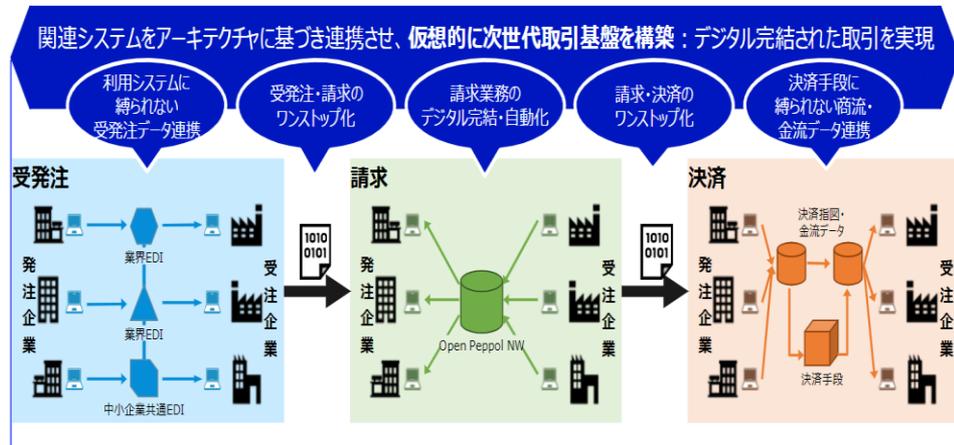
○来期以降における想定実施事項

- NEDO等と連携の上、BtoB、BtoGにおける実証事業を実施・検討。（本文65P・66P）
- 実証等におけるユースケースを踏まえ、アーキテクチャ・オプションの有効性評価やアーキテクチャ検討の継続・反復した検討を実施。（本文64P～66P）

経済的側面	取引構造（系列取引）の転換	<ul style="list-style-type: none">■ グローバル化やICT化の進展により、長期安定的な大規模事業者を頂点とした重層的な取引構造（系列取引）から、多数の取引先との多面的な取引関係への移行。■ 中小事業者における取引においては、取引先に依存しない取引基盤の構築の必要性が高まっている。■ また、取引データが新たな価値、新たなビジネスを創造する側面もある。
制度的側面	電子インボイス導入 国際的な事業者識別子の提案	<ul style="list-style-type: none">■ インボイス制度導入に伴い、今までデジタル化に対応してこなかった小規模事業者まで含めデジタル化を産業の裾野にまで浸透させていくことが求められている。■ また、欧州、米国、中国の金融当局、中央銀行、通商当局では、国境をまたぐ決済取引や貿易取引に当たりAML対策や貿易管理を実施するため、事業者識別子として、LEI（Legal Entity Identifier）の付記を求める方針や規制案が、国際的に提案されている。
社会的側面	労働力人口減少・ 労働環境の変化	<ul style="list-style-type: none">■ 2015年の生産年齢人口7728万人に対し、2065年には約4529万人と35%以上の減少が推計されており、生産性向上が求められている。■ また、請求書の收受、取引先への振込等データ化できていない紙書類への対応を理由に、2020年には50%の経理担当者が全くテレワークを実施できていない。
	取引トレーサビリティ 確保の必要性	<ul style="list-style-type: none">■ 炭素排出量の把握、フードロス対策、品質保証、原産地証明といった社会的ニーズの解決に向けて、取引情報または取引情報に付随した情報のトレーサビリティの確保の必要性が高まっている。

1.取引のデジタル完結

- 各ステージ毎の課題をデジタルにより積極的に解決
 - ① 受発注：データ連携とワンストップ化
 - ② 請求：オンライン化の推進とインボイスへの対応
 - ③ 決済：手段に縛られない金流データの連携とワンストップ化
- その上で、仮想的な次世代取引基盤を整備
 - 上流から下流まで、人の指示や人での介入を待たずに、企業間取引の業務プロセスを自動的に処理可能（取引のデジタル完結）に
 - 一つのシステムを構築するのではなく、コネクターなどのデータ連携技術を活用し、仮想的なデータ連携空間を構築することにより実現。



2.データ利活用を可能とするデータスペースへの貢献

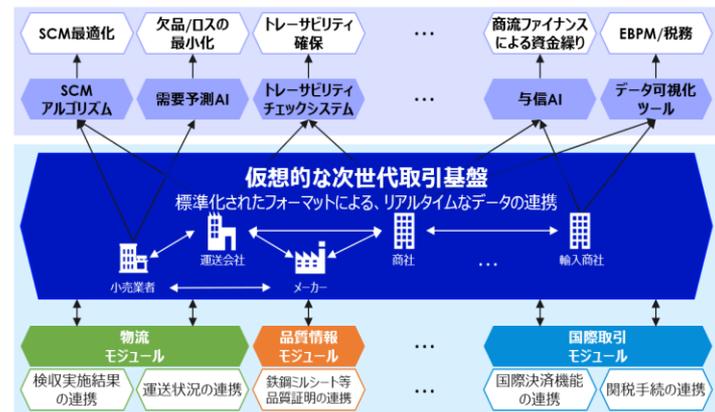
- 取引に伴う様々なデータの収集・活用を活性化させる仕組みの強化
 - 生産管理、流通管理、在庫管理といったシステムの種別にデータを標準化し管理するのではなく、やりとりされているデータを、その種別にとりあげ、必要とする事業者間で連携・共有しうる仮想的なデータ連携空間の構築に企業間取引の観点から貢献。
 - 事業者間、産業間で、これらのデータを活用する局面を、今後積極的に開拓し、その利活用を推進。

データ利活用による
新たな価値創出の例

標準化されたデータに合わせた
アプリケーション/アルゴリズム

データ連携の軸

多様な業界・モジュールを
またがるデータ連携



個別論点①：受発注プロセスの課題と対応の方向性

受発注プロセスの現状の課題を抽出し、取引データのデジタル完結に向けたアーキテクチャオプションを導出。次期以降は、アーキテクチャの精緻化やアーキテクチャオプションの実効性の評価を実施予定。

受発注プロセスの現状・課題

○受発注プロセスの課題

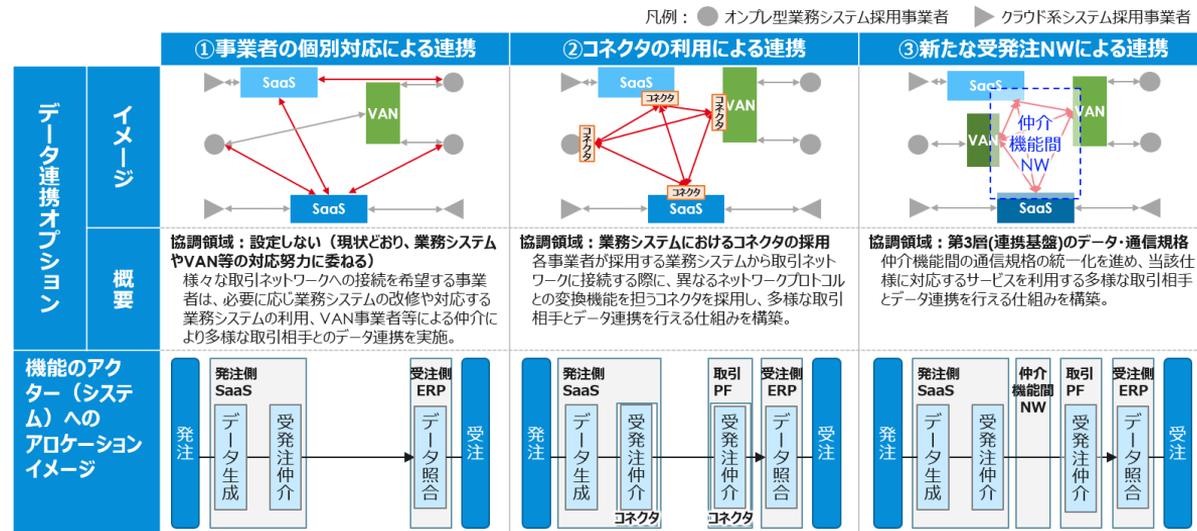
- 取引先ごとのデータ連携仕様の差異により、各仕様への対応負担が存在
- 電子商取引に該当しない取引における受発注データを事業者の業務システムへ取り込む際の対応負担が存在

○受発注・請求の連携上の課題

- 事業者の業務システムにおいて、受発注・検収・請求間の各データ項目が整理されておらず、人手による都度の作業負担が発生。
- 事業者間の取引メッセージにおいて、受発注・検収・請求のそれぞれを紐づける情報が添付されておらず、突合負担が発生

アーキテクチャオプション

受発注プロセスにおいて、異なる通信仕様やデータ規格への対応を可能にするデジタル完結を実現するためのオプション



今後の検討事項

- 中小企業庁やデジタル庁等で実施されるコネクタ等の関連検討を踏まえたアーキテクチャの精緻化。
- 次期実施される実証事業等を踏まえ、アーキテクチャオプションの実効性の精査。

個別論点②：決済プロセスの課題と対応の方向性

今期は、企業間取引において最も利用される決済手段である振込を念頭に現状の課題を抽出し、取引データのデジタル完結に向けたアーキテクチャオプションを導出。受発注プロセス同様、次期以降は実証を踏まえた精緻化を実施。

決済プロセスの現状・課題

○決済プロセス（振込）の現状

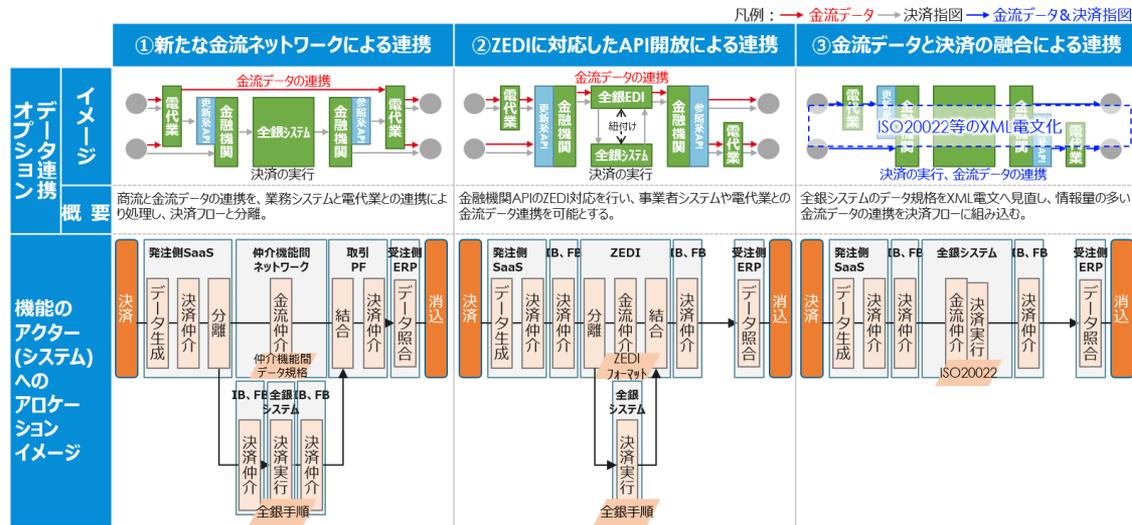
- 全銀システムのみでも金流データ連携は可能だが、**全銀フォーマットは固定長電文のため、連携できる金流データ情報量は限定的**。
- さまざまなEDI情報の添付を可能とする全銀EDIシステムの利用率は、**法人顧客が実施する他行為替の0.01%**（2021年）と非常に低調。

○決済プロセス（振込）の課題

- 受発注・請求プロセスのデジタル完結が実現したとしても、①取引データを連携するインターフェース上の課題の存在、②事業者の金流データ紐づけインセンティブの欠如、③事業者システムにおけるXML決済電文の対応が途上等により、**ZEDIとの連携は直ちに進まない可能性**。

アーキテクチャオプション

決済プロセスにおけるデータ連携を実現する観点から、デジタル完結を実現するためのオプション



今後の検討事項

- 次期実施される実証事業等を踏まえ、**アーキテクチャオプションの実効性の精査**。
- 全銀ネットにおける「次世代資金決済システムに関する検討タスクフォース」等の関連ステークホルダーと連携したアーキテクチャ検討の深化。

個別論点③：その他論点の課題と対応の方向性

今期は検討の都合上、論点整理に留まったものの、今後の検討事項となりうる論点は以下のとおり。
次期以降、関係ステークホルダーと連携しつつ、論点の深化や協調領域の設定に係る検討を進める。

論点	現状	課題
識別子	<ul style="list-style-type: none">事業者は①取引先や、②業務プロセスに応じて、相互運用性のない識別子を個別に管理する傾向諸外国当局において、貿易取引や決済取引における事業者の識別子としてLEIの付記を求める世界的潮流	<ul style="list-style-type: none">適格請求書登録事業者の登録番号は免税事業者には付与されない。したがって、デジタル対応を進めていく上で、例えば、免税事業者である個人事業者の識別子への対応も必要となる。
事業者の本人確認	<ul style="list-style-type: none">一部の受発注・決済取引を除き、取引時における事業者の本人確認等は義務づけられていない。Peppolにおいても、サービスプロバイダの参加要件審査の他、利用事業者の識別コードの取得を条件とする方向で検討中。	<ul style="list-style-type: none">取引のデジタル完結により、事業者ネットワークをまたいだ取引の増加を想定すると、今後事業者の本人確認の必要性が増す可能性。多くの事業者は実務上の必要性から、取引先の本人確認等を実施しており、一定のコストが発生している状況。
データ利活用・ガバナンス	<ul style="list-style-type: none">デジタル庁における「プラットフォームにおけるデータ取り扱いルール」等、官民においてデータ利活用ルール設計の動きがみられている。	<ul style="list-style-type: none">企業間取引データの利活用を念頭に置くと、利用ルール設計、データ配置や管理主体の在り方に関する論点整理が必須。

来期以降の想定実施事項

来期以降、以下の事項を中心に、関係府省及び関連ステークホルダーと、実施すべき事項の検討と実施を進めていく。

想定実施事項	概要	実施主体	
A. アーキテクチャ 設計	A-1. 次世代取引基盤に係る アーキテクチャ検討の継続	実証事業等を踏まえ、今期の成果物の更なる深堀やアーキテクチャ・オプションの実効性評価を実施	DADCにて検討
	A-2. 事業者ID/KYCの整備 に向けた検討	事業者ID/KYCの望ましい在り方について企業間取引以外の観点も踏まえつつ、論点整理を実施	DADCにて、他分野のID/KYCと併せて検討を実施
	A-3. 取引データの連携・利 活用に係るガバナンス検討	実証事業等を踏まえ、望ましい取引データの連携・利活用ガバナンス・ルールの在り方について論点整理を実施	DADCにて検討
B. 実証事業	B-1. BtoB領域におけるアー キテクチャの実装	今期提示されたアーキテクチャ・オプションを基とした、標準的な業務フロー・データモデルの詳細設計等に係る開発・検証事業を実施	NEDOや中小企業庁にて検討 DADCも設計を支援
	B-2. 政府系システムにおける アーキテクチャの実装	政府系調達・会計システムに係るデジタル完結対応に向けた検討の実施	DADCにおいて必要性の検討 デジタル庁への検討状況を注視
C. 普及に向けた施策	C-1. 補助施策の検討	取引のデジタル完結やデータ利活用に向けた、事業者のインセンティブ設計を検討。 具体的には、業務システムの導入補助や各業務プロセスをまたいだ取引のデジタル完結に対する利用補助等、必要に応じ、規制対応の必要性等を含めた、普及施策の在り方に係る検討の実施	DADCにおいて検討 必要に応じて関係省庁に提言
	C-2. 規制施策の検討		DADCにおいて検討 必要に応じて関係省庁に提言